

平成 3 0 年度
第 6 回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

平成 3 0 年 9 月 1 0 日開会

高松市農業委員会

平成30年度第6回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 平成30年9月10日（月）午後2時開会

開催場所 高松市役所 第114会議室

出席委員 22人

- 1 番 三笠 輝彦（会長）
- 2 番 真鍋 俊二
- 4 番 佃 俊子
- 5 番 上砂 正義
- 6 番 太田 政美
- 7 番 高砂 清一（会長職務代理者2）
- 8 番 横井 豊
- 9 番 森口 憲司
- 10番 三好 義光
- 11番 赤松 貞廣
- 12番 谷口 勝幸
- 13番 橋本 修
- 14番 佃 光廣
- 15番 富本 正樹
- 16番 妹尾 嘉起
- 17番 花澤 均
- 18番 原田 和幸
- 19番 兔子尾紀夫（会長職務代理者1）
- 20番 森 吉朝
- 21番 宮武 正明
- 22番 橋田 行子
- 23番 神内 茂樹

欠席委員 2人

- 3 番 佐竹 博巳
- 24番 古川 浩平

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼 農 政 課 長 川西 好春
- 農政課長補佐 西谷 茂浩
- 農 地 係 長 多田 利浩
- 農政管理係長 浮田 政宏
- 副 主 幹 豊島 俊治
- 主 任 主 事 三好 順子
- 主 任 主 事 藤澤 英宣
- 主 任 技 師 河合 良治

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請
について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）

議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第8号 非農地証明願について

議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項及
び第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について

議案第11号 産業廃棄物処理施設等の設置に係る意見について

議案第12号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(会長) ただ今から平成30年度第6回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の出席委員は24人中22人で定例総会は成立しております。

なお、佐竹委員、古川委員の2名から欠席の連絡を受けています。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は5番上砂委員、9番森口委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

三好主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

2番は、貸人が7月に設立された農事組合法人へ貸付先を変更するため農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

3番は、第三者が転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権17番・18番のとおりです。

4番も、第三者が転用する予定のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

2ページをお開きください。

1番は、貸人が別の農家へ譲渡するため返還を受けたものです。譲渡の内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権1番のとおりです。

2番と3番は、貸人が転用する予定のため香川県農地機構を介した貸借について、返還を受けたものです。

4番は、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権12番のとおりです。

5番も、第三者が転用するため、返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権15番のとおりです。

6番も、貸人及び第三者が転用するため、返還を受けたものです。転用の内容について

は、農地法第4条第1項の規定による許可申請13番、同法第5条第1項の規定による許可申請所有権21番のとおりです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について4件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について6件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありますか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査の概要を会長職務代理者の高砂委員より報告をお願いいたします。

高砂委員 現地調査委員の高砂です。

今回の特別現地調査委員は、上砂委員、森口委員と、私の3名で、9月7日に現地調査を実施しました。2番については、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきましては、現地調査委員を代表して上砂委員から報告をお願いします。

上砂委員 現地調査委員の上砂です。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申し上げます。

それでは、別紙の4条特別議案書をお開きください。

1番の申請地は、高松市東消防署南1.3キロメートルに在り、発電出力250キロワット、パネル1枚の面積約1.64平方メートルを1,000枚、26基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自宅から30メートルと近く設備の維持管理も容易であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、平成30年3月27日付けで再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系にかかる契約も同年1月18日に締結されており、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立下笠居小学校南2.5キロメートルの山間部に在り、同族法人での畜産経験の長い役員が、後継者を中心とする新たな畜産経営を行う農地所有適格法人を平成27年に設立し、仔牛及びオリーブ牛の飼育施設を建築するため、牛舎用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、法人事務所から近いため、飼育

管理の利便性も良く、隣接地では平成29年7月に畜産公害が発生しないよう堆肥醗酵施設、その後に牛舎用地として農地転用許可を得て、現在、建築準備中で、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、申請者は同族の畜産法人での経営経験も豊富で、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、大型テントを利用した特殊な施設であり、建築に専門的な技術が必要で、建築業者側の作業員手配の関係から、やむなく3月に工事着手したもので、施設稼動は許可後を予定しており、併せて無断転用の解消を図るものです。併用雑種地等が2,459.67平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案2件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申し上げます。

議案書3ページをお開きください。

1番は、非農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地の一部は平成元年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が500.62平方メートル有ります。

併せて無断転用の解消を図るものです。

2番は、共同住宅の新築に伴い、駐車場が必要となったため露天貸駐車場用地として

転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、隣接共同住宅の駐車場として利用するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成28年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1,017.73平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

3番は、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が180.42平方メートル有ります。

5番は、露天貸資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地の近くの土木事業者が既存資材置場に事務所を新築することから、代わりの資材置場として借地するもので、進入路も確保しており事務所から150m未満と管理もし易く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、農家住宅兼息子への貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接して利便性が良く他の農地へ与える影響も少ないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地の一部を昭和56年ごろに庭として造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

7番は、水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、排水施設として利用できる唯一の土地であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、貸事務所場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、道路拡幅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、隣接する田の進入路として拡幅するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和53年8月に造成済みですが、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

10番は、農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、5戸以上の家屋の敷地がおおむね50メートル以内の距離で連たん集合している区域内で、第1種農地の不許可の例外、「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成20年12月に建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が153.47平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

11番は、2階建2棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成10年10月に一部造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が730.68平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

4ページをお開きください。

13番は、宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存住宅の軒が農地上に出ていたため宅地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が436.13平方メートルあります。使用貸借に係る農地返還通知6番に関連しています。

14番は、排水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、隣接する田及び計画のある分家住宅の排水路として利用することから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和60年ごろに施工済みですが、隣接農地は申請者の

農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借10番に関連しています。併せて無断転用の解消を図るものです。

15番は、賃貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和56年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について13件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主任主事 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書5ページを御覧ください。

1番は、平成29年8月8日付けで、枝番号1がモデルハウス2階建て19棟のモデルハウス用地、枝番号2が分譲住宅2階建て8棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、モデルハウス1棟を急ぎょ販売することになり、転用目的を分譲住宅に変更するため許可後の事業計画変更申請するものです。なお、枝番号1・2は、開発を一体としているものですが、工事期間の変更はありません。

2番は、平成29年12月6日付けで分譲住宅2階建て9棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、隣接地で分譲住宅を新たに開発することになり、開発区域を変更するため許可後の事業計画変更申請するものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権5番に関連しています。

6ページをお開きください。

3番は、平成27年4月10日付けで分譲住宅用地として許可を受けていましたが、3棟が未完了のため工事完了日を平成33年4月10日まで延長するため許可後の事業計画変更申請するものです。

4番も、平成24年5月18日付けで分譲住宅用地として許可を受けていましたが、2棟

が未完了のため工事完了日を平成33年5月18日まで延長するため許可後の事業計画変更申請するものです。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について4件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。—— 御発言が無いようでありますので、議案第4号については承認することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第4号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査の概要を会長職務代理者の高砂委員より報告をお願いいたします。

高砂委員 現地調査委員の高砂です。

今回の農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案のうち、所有権の1番・3番・7番・8番・9番及び使用貸借の2番は、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきましては、4条特別議案に引き続き上砂委員及び森口委員から報告をお願いします。

上砂委員 現地調査委員の上砂です。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案の所有権について説明申しあげます。

別紙の5条特別議案書をお開きください。

1番の申請地は、高松市立多肥小学校南西1.5キロメートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道193号線及び主要地方道三木・国分寺線に近く交通の利便性が良く、周辺は教育・商業施設が整い生活環境が優れた地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者8人のうち、1人については、同意が得られていないものの、転用後に被害が生じた場合は、転用者及び当事者間において解決する旨の確約書が提出されており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、備考欄に記載のありますように、申請地の一部を代表地番とし、昭和46年12月にゴルフ練習場を目的に、農地法第4条許可を受けた記録の形跡があるものの半世紀以上前の記録で内容が不確かで、新たな転用目的で申請したものです。このため、現地造成済みですが、無断転用扱いとはしないものです。併用宅地等が666.66平方メートル有

ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立古高松小学校北東300メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松市立龍雲中学校南東800メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道三谷・香川線に面し、主要地方道三木・国分寺線にも近く交通の利便性が良く、周辺は宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する農道・水路を含め併用宅地等が870.11平方メートル有ります。使用貸借に係る農地返還通知5番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4番の申請地は、高松市立香川第一中学校北750メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する併用悪水路等が64.86平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

私の説明はここまでとし、5番からは森口委員が説明します。

森口委員 2ページを御覧ください。

現地調査委員の森口です。5番からは私が説明します。

5番の申請地は、高松市立大野小学校西200メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知3番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

6 番の申請地は、高松市立大野小学校西200メートルに在り、先ほどの議案番号5に隣接し、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する併用公衆用道路が47平方メートルあります。農地法第18条第6項の規定による通知3番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

7 番の申請地は、高松市立国分寺北部小学校北西450メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・善通寺線に近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が348.66平方メートルあります。使用貸借に係る農地返還通知6番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

8 番の申請地は、高松市立国分寺南部小学校西400メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道国分寺・中通線に近く交通の利便性が良く、近くには商業及び教育施設が、また、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み生活及び住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3 ページを御覧ください。

9 番の申請地は、高松市立十河小学校北東400メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・長尾・大内線及び主要地方道三木・国分寺線に近く交通の利便性が良く、周辺は共同住宅、分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4 ページをお開きください。使用貸借について説明します。

1 番の申請地は、香川大学教育学部附属高松中学校北西400メートルに在り、建築・土木・運送業を営む転用者が、業務拡大により、既存の資材・車両置場が手狭になり、新たに露天車両・資材置場用地として転用申請するものです

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は本社から近く、高松市道にも面し交通の利便性及び事業効率が良く、また、近隣には住宅が少なく生活環境への影響も小さいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成30年1月から利用中ですが、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が3,014.78平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2 番の申請地は、高松市立植田小学校南西1.7キロメートルに在り、農地の地盤を高くし、耕作の利便性を向上するため申請地北隣の神内池の浚泄土を利用し、平成30年11月1日から平成33年10月31日までの3年間農地造成用地として一時転用申請するものです。

終了後は、西植田土地改良区が周辺農地と併せ申請地を引き継ぎ、圃場整備事業の認可対象地に含めるものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地は傾斜地で、高齢化で農作業に支障があり、平坦な数筆の農地に造成し農作業の労力軽減及び作業の効率化を図るもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、農地復元の確実性も認められ、隣接農地のうち、未相続状態等で関係者の同意の取れない土地について転用により被害が及ぶ場合は、転用者と当事者間で解決する旨の確約書が提出されており、被害防除措置も適切であると考えます。併用用悪水路等が259平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権9件、使用貸借2件であります。許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定

による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主任主事 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず、所有権移転の案件について御説明申し上げます。

議案書7ページを御覧ください。

1番の転用者は、不動産業を営む法人で、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は宅地化の進んだ住環境の良い地域で、医療施設、教育施設も整っており、入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が99.40平方メートル有ります。

2番も、1番と同じ法人で、先ほどの申請地の隣接地を貸店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は宅地化の進んだ地域で、関連する医療機器会社からの利用申込みもあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が403.88平方メートル有ります。なお、1番・2番は、開発を一体として許可申請するものです。

8ページを御覧ください。

3番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、教育施設にも近く、周辺は宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、不動産会社に管理委託し経営するもので、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も

適切であると考えます。

5番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は宅地化の進んだ住環境の良い地域であり、また、転用者が開発している分譲住宅用地に隣接して開発することから事業効率も良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請2番に関連しています。

7番は、建設・土木・運送業を営む法人の役員が転用者となり、近年、業務拡大に伴い運送車両が増えたことから、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、本社に近接し県道沿いで大型車両の往来もできることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来であれば、使用する法人が転用者となるべきところですが、資金面の関係から会社役員個人が取得し、法人へ貸し付けるものです。

8番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道193号バイパスに近接し交通の便も良く、周辺は宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

10番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

9ページを御覧ください。

12番の転用者は、不動産業を営む法人で、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進んだ住環境の良い地域であり、入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が128平方メートルあります。使用貸借に係る農地返還通知4番に関連しています。

13番は、不動産業を営む法人が、多目的利用の店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は宅地化が進んだ住環境の良い地域で、用途地域内の香川インテリジェントパークにも近接し、集客エリアでもあり利用需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は分譲住宅、共同住宅で宅地化が進んだ住環境の良い地域であり、用途地域から比較的近く生活に便利で、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

10ページを御覧ください。

19番の転用者は、土木建設業を営んでいる法人で、利用する営業所の従業員用駐車場を契約満了で解約することから、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、営業所に近接し利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

20番の転用者は、電気工事業を営んでいる法人で、業務拡大により車両と従業員が増えたことから、社宅・倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、本社に近く市道に面し利用及び管理し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11ページを御覧ください。

22番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、現地は造成済みとなっていますが、昭和54年1月25日付けで住宅用地として転用許可を受け、造成を行ったまま転用者が死亡し、その後、親族が相続したものの、転用目的を完結する意思はなく、新たな転用者が住宅用地として転用申請をするもので、無断転用扱いとはしません。

23番は、伯父の農地を譲り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農業の手伝いがし易く親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

議案書12ページを御覧ください。

1番は、建築設計施工及び管理業を営んでいる法人で、香川県内からも受注が多くあり、市内に新たな営業所を設置するため店舗兼事務用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

議案書13ページを御覧ください。

1番は、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道を挟み実家に隣接し、農業の手伝いがし易く親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、建設・土木・運送業を営む法人の役員の農地を借り受けて、露天資材置場・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事業所に近接し利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成28年5月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もで

きており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が1,786.26平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

4番は、祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農業の手伝いがし易く親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番も、母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道38号線を挟み実家に近接し農作業がし易く、集落に接続して設置されるもので第1種農地の不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、土地改良事業の縁辺部にあり、納屋を挟み県道に近接し、集団的に存する農地を蚕食・分断することなく、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番も、祖母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家にも近く、農業の手伝いがし易く親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

7番も、祖母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近く、農業の手伝いがし易く親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

14ページを御覧ください。

8番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農業の手伝いがし易く親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

9番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農業の手伝いがし易く、親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

10番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近く、農業の手伝いがし易く親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第4条第1項の規定による許可申請14番に関連しています。

11番も、祖母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農業の手伝いがし易く親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権16件、賃借権1件、使用貸借10件、計27件について御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

三好主任主事 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書16ページをお開きください。

1番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。使用貸借に係る農地返還通知1番に関連しています。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はミカンを栽培するものです。

3番は、譲渡人が市外に居住し耕作不便であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

4番は、譲渡人が農業を廃止することから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はハーブ・藍・綿花を栽培するものです。

5番は、土地整形のため隣接農地を譲り受けるもので、取得後は自作地と一体利用して野菜を栽培するものです。

6番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻・麦を作付けするものです。

7番は、後継者である子へ部分贈与するもので、取得後は水稻を作付けするものです。議案書17ページをお開きください。

8番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

9番は、譲渡人が労力不足であることから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

下限面積については、農地法第3条許可申請使用貸借1番が同時に提出されており、要件は満たします。

10番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は柑橘類・イモ類を栽培するものです。

11番は、譲受人の農地の一部を第三者が転用するため、転用申請により減少した農地面積を確保するため隣接農地所有者から譲り受けるもので、取得後は水稻を作付けするものです。

12番は、転用予定地と自作地を相互に交換するもので、取得後は果樹を栽培するものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申しあげます。

議案書18ページをお開きください。

1番は、新規営農を希望する借人が、3年間借り受けて水稻・野菜を作付するものです。農地法第3条許可申請所有権9番に関連しています。

以上、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転12件、使用貸借1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第8号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書19ページをお開きください。

1番は、昭和28年ごろから水路として、2番は農道として、3番は平成10年ごろから農道として、4番は昭和62年ごろから農道として利用しているもので、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

5番は、昭和55年ごろから、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不適当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第8号 非農地証明願について5件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第8号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島副主幹 議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申しあげます。

議案書20ページをお開きください。

1番から4番までについて現地調査を実施した結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

なお、2番の相続人は県外に居住していますが、相続開始日以前から特定貸付けを行

っており、問題ありません。

以上、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。

富本委員 議長—15番。

議 長 15番—富本委員。

富本委員 4番の内面積とは、何のことですか。

川西事務局長 議長。

議 長 川西事務局長。

川西事務局長 相続税の納税猶予については、分筆までは必要でなく、丈量図で農地でない部分を除外して証明しても良いことになっています。

富本委員 3年ごとの納税猶予調査案件でも、内面積というのはよくありますか。

川西事務局長 よくあります。

富本委員 分かりました。

議 長 その他御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については証明することに決定いたします。

次に、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項及び第18条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島副主幹 議案第10号のうち、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申しあげます。

資料1の1の2ページを御覧ください。

平成30年8月15日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは、3ページのとおり、高松市塩江町の山林を太陽光発電に伴う造成工事を行うために、平成30年8月15日付けで協議者から香川県知事宛に土地開発行為協議書が提出されたことによるもので、開発行為を行う土地の所在は4ページのとおり塩江町安原下第2号字下切に在る山林で、合計0.916661ヘクタールです。

開発計画の内容は、3ページに記載のとおり、切土と盛土の施工、防災施設として暗きょ、水路、沈砂池2箇所の設置を計画しているものです。

5ページ以降には、位置図、現況図、地籍図、土地利用計画図、工事工程表を付しています。

1ページを御覧ください。

現地調査を8月21日に塩江町地区担当委員と地区担当者で実施し、地区部会で協議した結果、周辺に農地が在ることを踏まえ、高松市長には、下段の案のとおり「本開発行為に当たっては、計画地周辺の農地及び農作物に影響を及ぼさないよう万全を期すこと」と回答したいと考えております。

次に、同条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申し上げます。

資料1の2の2ページを御覧ください。

平成30年7月27日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは、3ページのとおり、平成30年7月26日付けで協議者から香川県知事宛に土地開発行為変更協議書が提出されたことによるもので、開発行為を行う土地の所在は高松市庵治町葛原に在る山林0.8551ヘクタールです。

4ページに位置図を付しています。

5ページには現況平面図、土地利用計画図を付しています。

1ページを御覧ください。

土地開発行為の目的は、花崗土採取後の資材置場用地の造成で、変更内容は、開発行為の実施期間を平成30年11月29日から平成33年11月29日まで延長し変更するものです。

8月27日に庵治地区担当委員と地区担当者で審査、地区部会で協議したところ、開発行為期間が延長等されても、農地への直接の影響はないとの判断をいただきました。そこで、高松市長へは、下段の案のとおり、「本採取行為の延長に当たっては、これまで同様、開発区域の裾野に在る農地及び農作物に影響を及ぼさないよう万全を期すこと」と回答したいと考えております。

以上、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項及び第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について2件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号については、原案のとおり意見決定し回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第10号は原案のとおり意見決定し回答することに決定いたします。

次に、議案第11号 産業廃棄物処理施設等の設置に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島副主幹 議案第11号 産業廃棄物処理施設等の設置に係る意見について御説明申し上げます。

資料2の2ページを御覧ください。

平成30年8月21日付けで本市環境指導課長から高松市産業廃棄物処理等指導要綱第13条第3項の規定による産業廃棄物処理施設等の設置に係る問題点について照会がありました。

これは、3ページのとおり、平成30年8月10日付けで香川県広域水道企業団から高松市長宛に事前指導申出書が提出されたことによるもので、施設の設置場所は、高松市岡本町に在り、7ページの位置図の丸で示しているところです。

6ページには施設の平面図を付しています。

設置内容の詳細は、4ページから5ページまでの事業計画書のとおりで、事業者が現在使用している脱水機を経年劣化により廃止し、新たな脱水機を設置するもので、処理業務に伴う汚水及び排出ガスの発生はなく、水質や土壤に与える影響もないものとされています。

1ページを御覧ください。

平成30年8月29日に川岡地区担当委員と地区担当で現地調査を実施し、同月31日の地区部会で審議した結果、施設と農地は近接しておらず、農作物への影響は考えにくいとの意見でしたが、不測の事態が起きないように注意を喚起し万全を期す意味から、5の農業委員会の意見（案）のとおり、「産業廃棄物処理施設は、農地以外の土地の既存施設内に設置されるもので、農地法に係る許可等の必要はないが、当該施設の稼働に当たっては、周辺農地及び農作物に影響を及ぼさないよう万全を期すこと。」と回答するものです。

以上、議案第11号 産業廃棄物処理施設等の設置に係る意見について御審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号については原案のとおり意見決定し回答することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第11号は原案のとおり意見決定し回答することにいたします。次に、議案第12号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田農地係長 それでは、高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申しあげます。

資料3を御覧ください。

平成30年9月7日付けで高松市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。

申請のあった案件については、各地区部会において現地調査及び御審議いただいたと

ころ、掲載案件については問題の無い旨報告を受けております。

資料の内容について御説明いたします。

農用地区域からの除外内容につきまして、資料の2ページからの総括表を御覧ください。対象地番及び除外後の用途が各地区順に記載されております。

4ページの後段の箱書きの中に今回の除外後の用途区分ごとの総件数及び総面積が記載されております。その右端に合計欄がございまして、今回の除外申請の件数合計が54件、合計面積が80,277.78平方メートルです。

次に5ページを御覧ください。

今後、周辺農地と一体的な利用を図り農業振興に寄与しようと、白地から青地に農用地区域へ編入するもので、1件あり、面積が698平方メートルです。

最後に、6ページを御覧ください。

1番は、農業用施設である牛舎を申請地に建築するため農用地利用計画の4つの用途区分、農地、採草放牧地、混牧林地、農業用施設用地の中で、農地から農業用施設用地に変更するもので、1件あり、面積が4,857平方メートルです。

以上 議案12号高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。

三好委員 議長—10番。

議 長 10番—三好委員。

三好委員 地区部会でよしとしていた案件を大西市長のところで不可となるのは、理解できません。どうしてなのか説明してください。

川西事務局長 議長。

議 長 川西事務局長。

川西事務局長 市長から説明すべきことがなされてないということです、事務局から農林水産課に申入れいたします。

三好委員 議長—10番。

議 長 10番—三好委員。

三好委員 地区部会で説明が必要です。直接説明すべきと考えます。

議 長 おたがいに連絡を密にするようにし、説明するよう事務局から申入れしてください。他にありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第12号については、原案のとおり異議のない旨決定し回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第12号については原案のとおり異議のない旨回答することに決定いたしました。

続きまして、報告案件に移ります。

農地法第4条第1項・第5条第1項関係許可状況について事務局の報告及び説明を求

めます。

多田農地係長 それでは、農地法第4条第1項・第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。

資料4を御覧ください。

平成30年8月7日から9月6日分までであります。

まず、許可件数ですが、7月以前の議決分といたしまして4条が1件、5条が10件、8月議決分といたしまして4条が16件、5条が31件、合計で4条が17件、5条が41件です。

許可保留件数につきましては、7月以前の議決分といたしまして、4条が1件、5条が11件、8月議決分といたしまして4条が1件、5条が7件、合計で4条が2件、5条が18件です。

取下げにつきましてはありませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

1ページを御覧ください。

4条関係で、7月議決分の11番が経済産業省の認定通知名義変更未了により許可保留となっております。

2ページを御覧ください。

8月議決分の10番が併用宅地の面積を合わせると開発許可必要案件となり、現在、開発許可未了により許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

5条関係で5月議決分の9番・17番が開発許可未了により許可保留となっております。同じく6月議決分の14番が開発許可及び直近事業造成工事未了により許可保留となっております。また、19番・22番が開発許可未了により許可保留となっております。7月議決分の8番が開発許可及び直近事業造成工事未了により、11番・27番が直近事業造成工事未了により、番号を戻っていただいて24番・31番が開発許可未了により許可保留となっております。

5ページを御覧ください。

同じく44番が開発許可及び直近事業造成工事未了により許可保留となっております。

6ページを御覧ください。

5条関係で8月議決分の4番・5番・12番・15番・17番、次のページの22番・23番が開発許可未了により許可保留となっております。

以上で、今月の許可状況の報告を終わります。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等は有りませんか。——御発言が無いようですので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。これで平成30年度第6回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時44分 閉会

会 長

議事録署名委員

委 員

委 員